

明治社会主義運動に関する一考察

—直接行動論の台頭を中心にして—

辻野功

一 問題の所在

戦前における日本の社会主義運動は、ブルジョア・デモクラシーの確立に失敗したばかりでなく、逆に天皇制による狂暴な弾圧の中で壊滅し、労働者階級によって推し進められるべきブルジョア・デモクラシーは、敗戦を代償として占領軍から与えられるほかはなかった。すなわち新憲法に基づくブルジョア・デモクラシーの法¹—制度的確立は、日本の労働者階級が自らの手によって獲得した成果ではなかったのである。

このように戦前における社会主義運動がその政治史的任務を達成できなかつた理由は、これを支配階級の厳しい弾圧と近代的工場労働者の未発達とに求めるのが普通である。たとえば大河内一男教授は「出稼型労働は……一切の労働問題を根本的に

立に寄与することが不可能ではなかつたのである。したがつて従来の社会運動史家がなしてきたように、社会主義運動を挫折せしめるに至つた客観的条件の分析を行うことももとより大切であるが、それとともに社会主義運動そのものに対する主体的評価の方法を理論的に確立して、追求をすゝめて行くことが怠られてはならないのである。

このような従来軽視されてきた視角から戦前の社会主義運動をみるならば、それが無惨に敗北した主体的な理由は、社会主義運動がブルジョア・デモクラシーの発展を自らの課題とするものであるということに対する理論的把握が不充分であつたため、そこに実践的主題を見出しえなかつたという点に求められるのである。戦前の社会主義運動の特徴は、正しい意味での議会主義が本格的には成長せず、ブルジョア・デモクラシーの発展法則を無視した急進主義がそれにとって代り支配的になつていつたことである。この急進主義は先ず、ブルジョア・デモクラシーはブルジョアジーの為のデモクラシーであつて、ブルジョアジーによつて発展させられるものであるが、日本のようにブルジョアジーが本格的には成長せず早熟的に反動化した後進資本主義国では、ブルジョアジーに代つて労働者階級によつて発展させられねばならないというふうに修正された。この典型が二段階革命論と、その戦術としての革命的議会主義であつた。しかしながらこの理論も、「ブルジョア・デモクラシーはブルジョアジーの為のものであり、本来ブルジョアジーによつて発展させられるものである」という観点からの脱却に充分成功していないため、これを実践の場に移すと常に動搖し、また個々の闘争への適用には成功しても、全体的統一的な指導性をもつことはできなかつた。

戦前の社会主義運動の見るも無惨な敗北は、結局、「ブルジョア・デモクラシーが労働者階級によつて発展させられる」とア・デモクラシーを対置してこれの確立のために闘つたのでは

なく、既にブルジョアジーが獲得していた近代的自由の全人民的拡大を要求して闘争したのであり、労働者階級はこの要求を実現することによって、支配階級であるブルジョアジーと政治的にも経済的にも対等に、しかも合法的に対抗しうる権利を法的に獲得したのであるが、戦前の日本の場合には、このようなブルジョア・デモクラシーの発展法則を無視したために、労働者階級は政治的・経済的権利を拡大し、社会主義運動の合法性を獲得するのに失敗したばかりでなく、逆に権力からの厳しい弾圧を招いたのであつた。

いう近代政治史的法則の把握が不充分であったためであるが、

しかもその敗北の後再建された戦後の社会主義運動においても、ブルジョア・デモクラシーの発展法則の無視が、根本的に払拭されたとは言い難いのである。そのことが、上から与えられたデモクラシーを、充分にわが物とすることに成功していない根本的な原因である。

このようなブルジョア・デモクラシーの発展法則の無視は、明治時代既に直接行動論という形で現われている。日清戦争後の明治三一年に始まつた明治社会主義運動は、議会主義の対立者として起つた直接行動主義が支配的になることによつて自ら挫折の道を歩んだが、この過程は戦前の社会主義運動全体の縮図できああつた。

本稿は以上のような問題意識のもとに、直接行動論の台頭を中心にして、明治社会主義運動を論じようとする試みの一つである。

(1) 大河内一男『黎明期の日本労働運動』七頁。

二 社会主義運動の流れ

明治の社会主義運動は、労働組合運動とは思想的にも組織的にも異つた源から発した。日清戦争以前の労資の原初的な対立の時代に既に、『國民の友』や『六合雑誌』は社会主義思想を紹介し、欧米の社会主義運動を報じていたが、本格的な社会主義運動の開始は、明治三一年一〇月の社会主義研究会の創立を

またねばならなかつた。

規約第二条に、「本會は社會主義の原理と之を日本に應用するの可否を考察するを目的とす」とうたつた社会主義研究会には、幸徳秋水、片山潜も参加していたが、安部磯雄、村井知至、河上清らを中心としたユニテリアン派のキリスト教徒が主流となっていた。そしてユニテリアン派の機關誌『六合雑誌』は、社会主義研究会の模様を逐一掲載したが、殊に明治三二年安部磯雄がその編集にあたつてからは「まるで研究會の機關誌たるかの觀を呈した」⁽¹⁾。當時昂揚していた労働組合運動は社会主義研究会にも影響し、会員の中には積極的に労働組合運動と関係を持つとうとする者もあらわれた。そして遂に明治三三年一月に、社会主義研究会は、社会主義者と自任する者だけが参加した「社會主義の原理を討究し、之を我國に應用するを以て目的とする」(規約第二条) る社会主義協会へと発展していくのである。

ところで一時昂揚した労働組合運動も、明治三三年三月に施行された治安警察法によって大きく衰退に向ひ、局面打開の途を社会主義運動に求めるに至り、日鉄矯正会の如きは「若し社會主義を基礎として政黨が組織されるならば二千有餘の組合員は悉くこれに參加すべし」と片山潜に伝えてきた。そこで明治三四年五月一八日、社会主義協会の中心メンバーである安部磯雄、片山潜、幸徳秋水、西川光次郎、河上清、木下尚江の六名は社会民主党を結成して「社會民主黨宣言」を発表した。

安部磯雄の起草による「社會民主黨宣言」は、「如何にして貧富の懸隔を打破すべきかは實に二十世紀に於けるの大問題なりとす」と書出し、「若し直截に其抱負を言へば、我黨は世界の大勢に鑑み、經濟の趨勢を察し、純然たる社會主義と民主主義とに依り、貧富の懸隔を打破して全世界に平和主義の大問題を得せしめんことを欲するなり」⁽³⁾とその立場を明らかにし、軍備全廃・階級制度全廃・土地と資本の公有など八項目の理想綱領と、八時間労働制・労働組合法の制定・普通選挙法の実施・一般人民投票制・貴族院の廢止・軍備縮少・治安警察法の廢止など二八項目の実践綱領を掲げた。そしてこれらの実現方法については、「吾人の説は頗る急激なりと雖も、而も其手段は飽くまで平和的なり」とした。この「社會民主黨宣言」は、『萬朝報』『毎日新聞』『報知新聞』『日出新聞』（京都）等の日刊新聞と『労働世界』に掲載され、一般社会は「青天に霹靂を聞けるが如く、驚きの眼を開いて之を迎へた。」

社會民主党は「社會民主黨宣言」にも明らかに徹底した合法主義的社會主義の立場をとっていたにも拘らず、軍備全廃（縮少）・一般人民投票制・貴族院の廢止の三項目のために、治安警察法第八条第二項違反を理由に即日結社禁止となり、労働者階級が歴史上始めて自らの政党を生みだす絶好の機会を逸しそうだったのである。労働組合運動を圧殺した治安警察法は、このように社會主義政党運動をも不可能にしてしまったので、社會主義者達は再び社會主義協会にたてこもり、社會主義思想の

宣伝・啓蒙活動に従事することになった。そしてこの社會主義協会の活動は、明治三六年に堺利彦、幸徳秋水によって創立された平民社の運動に引き継がれていった。

當時國際的舞台では、日本とロシアとが満州・朝鮮の市場を巡って激しく対立していたが、このような情勢に対し万朝報社では理想團を結成して、社長黒岩涙香、内村鑑三、堺利彦、幸徳秋水、河上清、斯波貞吉らが非戰論を展開していた。ところが開戦不可避とみるや、『萬朝報』は主戦論に豹変したので、明治三六年一〇月一二日内村鑑三、堺利彦、幸徳秋水は退社した。そして堺、幸徳の二人は一月一五日に平民社を設立して、週刊『平民新聞』を創刊したのである。

平民社の社會主義もまた「發刊の序」及び「宣言」に明らかに、合法主義的社會主義を標榜していた。そしてそれが特殊に反戦運動として展開されたのであった。『平民新聞』は「吾人は飽くまで戦争を非認す」「戦争來」「兵士の謬想」「與露國社會黨書」「露國社會黨より」「嗚呼増税！」「戦争は何を持來すべき乎」「社會黨の戦争觀」「日露社會黨の握手」「非戦論を止めず」等々と毎号の如く戦争の本質を暴露し、愛国主義と軍国主義とに反対して、資本主義制度の廢止と社會主義の実行とを訴えた。平民社の反戦運動は、明治三七年八月の第二インター・ナショナル・アムステルダム大会において、交戦下の日本とロシアとを代表して、片山潜とブレハーノフが共に副議長に選ばれて反戦演説を行い、壇上で感激的な握手をかわした

ことに象徴的に示された。

しかしながら『平民新聞』紙上における精力的な反戦論の展開は、相つぐ発禁、告発となり、遂に明治三八年一月二九日六四号で「終刊の辭」を書かざるを得なくなつた。『平民新聞』廃刊後、直ちに社会運動団体直行団の機関誌『直言』が之に代つて発行され、反戦と社会主義を主張しつゝけたが、これまた明治三八年九月一〇日発行停止を命ぜられた。そしてこの『直言』禁止を機会に、既に財政困難と思想的分裂に悩みつゝあつた平民社は一〇月九日「其花々しき奮闘の生涯を終るべく悲壯なる解散式を行」なつた。平民社が解散するに至つた理由には財政問題、同志間の結婚による感情的対立ということもあつたが、唯物論的社会主義、キリスト教社会主義の二大潮流を中心にして、さまざまな潮流が反戦の一点で小異を捨てゝ大同についていたものが、戦争の終了とともに思想上の分裂を顕在化させたことが、その基本的理由であつた。

しかし社会主義者達は平民社の解散によつても屈せず、キリスト教社会主義者の石川三四郎は安部磯雄、木下尚江の協力を得て、明治三八年一一月一〇日月刊雑誌『新紀元』を発行し、反唯物論的人道主義的社会主義を主張したが、これに対しても唯物論派の西川光次郎、山口孤劍らは堺利彦、幸徳秋水の応援のもとに凡人社を設立して一一月二〇日半月刊誌『光』を発刊した。

明治三九年一月七日西園寺内閣が成立したが、桂前内閣とは

異つたその自由主義的な態度をみて、社会主義者達は久し振りに政党結成を試みた。まず西川光次郎、樋口伝の両名は一月一四日、「普通選舉の期成をはかる目的とす」る日本平民政黨の結社届を出して受理され、ついで堺利彦、深尾韶が日本社会党的結社届を出して許可されたが、両党は二月二十四日に合同して、「國法の範圍内に於て、社會主義を主張す」る日本社会党を結成した。これには渡米中の幸徳秋水は勿論のこと、安部、木下、石川ら『新紀元』系の人々は参加しなかつたが、社会民主党が庄殺されてから五年目にして日本社会主義運動史上最初の労働者階級の政党がこゝに誕生したのである。そして翌明治四〇年一月一五日には、日刊『平民新聞』が創刊された。これには安部、木下は加わらなかつたとは言え、石川を中心とする『新紀元』系の社会主義者も加わり、日本社会党創立の時できなかつた社会主義運動諸潮流の大同団結がここに達成されることになつたのである。

ではこのように政党の結成、日刊機関紙の発刊にまで発展した黎明期の社会主義運動は、その過程においてどのような戦略・戦術をとつてきたであろうか。社会民主党は実践綱領の中で「普通選舉法を實施すること」「公平選舉法を採用すること」を掲げ、「如何にして多數の人民に政權を分配すべきか。これを爲すの途一あり、即ち選舉法を改正して普通選舉法を斷行することは是なり。選舉権にして一たび多數人民の手に歸せんか、彼等は最早自己の利福に達すべき第一難關を通過したるものな

り。之に加ふるに公平選舉法を採用して、少數者の意見をも代表し得るの途を開かば、社會民主黨員の數如何に僅少なりと雖も、尚ほ諸君の代表者を議會に送るを得べし。故に我黨は其目的を達する最初の手段として、先づ選舉法の改正を絶叫せんと欲す」と訴えた。

明治三七年秋には社會主義協會が普通選舉実施の請願署名をおこしたが、これに呼應した週刊『平民新聞』は一〇月一六日号において社説「先づ政權を取り」を掲げ、「社會主義實行の第一着手は、七首に非ず、爆裂彈に非ず、叛亂に非ず、同盟罷工に非ず、唯一般平民をして議員選舉の權利を得せしむるに在り」と論じた。明治三八年五月には、「專念普通選舉を要求」⁽⁶⁾して木下尚江が、東京から衆議院議員補欠選舉に立候補した。結果は得票数三二票で落選したが、これに対し後年直接行動論のチャンピオンになつた幸徳秋水すら「木下兄の三十二票の如き寧ろ望外の好果なり。快哉を叫ばざらんや」と獄中から書き送った。『光』も「吾人の抱負(發刊の辭)⁽⁸⁾」のなかで、「普通選舉は政界革新唯一の力なり、社會主義をして日本の社會に其の實際の立場を得せしむる唯一の階段なり」と主張し、また政党運動に懷疑的であった『新紀元』すら「目前の二大急務」⁽⁹⁾の一つとして、「普通選舉制度の實施」をあげ、しかも「吾人の主張は誠に單純にして明白なり、只だ原則として未丁年者を除くべきのみ、男女の性別の如きは元より問う所に非るなり、世間若し尚ほ女子の選舉権を怪るものあらん乎、吾人は敢て女

子は國民に非ざるや否やを反問せんと欲する也」と論じて、唯物論派社會主義者さえ主張したことのなかつた女子の選舉権をも要求したのである。

以上のようにみてくるならば、「國法の範圍内に於て、社會主義を主張す」という唯一の綱領を掲げた日本社會党もまた、その本質は社會民主黨、平民社の延長線上にある議會主義的社會主義であることは明らかである。このように當時において、「普通選舉権の獲得は、社會主義者にとっては自明的な要求のよう」に考えられ、何人もこれに疑いをもつていなかつた⁽¹⁰⁾のである。

- (1) 木村毅「明治前半期の社會主義思想と社會運動」『社會科學——日本社會主義運動史——』昭和三年二月号七三頁。
- (2) 安部磯雄「明治三十四年の社會民主黨」同右七四頁。
- (3) 「社會民主黨宣言」岸本英太郎編『明治社會運動思想』(上)一五五一五六頁。
- (4) 石川旭山「日本社會主義史」『明治文化全集』第六卷三六七頁。
- (5) 同右三六九頁。
- (6) 木下尚江「宣言書」「直言」第二卷第一五号明治三八年五月一四日。
- (7) 塩田庄兵衛編『幸徳秋水の日記と書簡』一九一頁。
- (8) 『光』第一号明治三八年一月二〇日。
- (9) 『新紀元』第一号明治三八年一一月一〇日。

(10) 山川均『山川均自伝』二五二頁。

三 直接行動論の台頭

日本社会党を中心とする社会主義運動は、普通選挙によつて社会主義を実現するという議会主義の路線を歩んでいたが、アルコ・サンジカリズム的な直接行動論の思いがけぬ台頭によつて、社会主義思想の状況は急激に変化していった。

直接行動論は、もっぱら幸徳秋水によつて導入されたものであつた。週刊『平民新聞』の印刷人であったがために五ヶ月の禁錮に処せられた幸徳秋水は、明治三八年二月二八日西川光次郎と共に巣鴨に下獄したが、巣鴨における五ヶ月は、幸徳にとってアルコ・サンジカリズムへの転換の第一歩となつた。出獄後幸徳は、アメリカのアーネストであるアルバート・ジョンソンにあてた手紙の中で「私は初め『マルクス』派の社會主義者として監獄に参りましたが、其の出獄するに際しては、過激なる無政府主義者となつて婆娑に立戻りました」と述べているほどである。明治三八年一月から三九年六月にかけての渡米は、この思想的転換をより一層決定的なものにした。幸徳は滯米中、ロシアから亡命してきたアーネストと接触を深め、更に当時のサンジカリズム化したアメリカ労働組合運動――W・W⁽²⁾から強い影響を受けたものと思われる。

明治三九年六月二八日神田錦輝館において、「世界革命運動の潮流」⁽³⁾と題して帰国第一声をあげた幸徳は、つぎのように大

胆に直接行動『総同盟罷工の採用を訴えた。

「諸君、過去一年有餘の入獄と旅行とは、予の主義理想に何等の變化をも與へざりき、予は依然として呉下の舊阿蒙也、依然として社會主義者也。但だ其の主義理想は變化なしと雖も、之を實現する所以の手段方策は、社會氣運の進移するに従つて自から變轉すること無しと云ふ可らず……三百五十萬の投票を有せる獨逸社會黨、九十人の議員を有せる獨逸社會黨、果して何事を爲したりや、依然として武斷專制の國家に非ずや、依然として墮落罪惡の社會に非ずや、投票なる者甚だ恃むに足らざるに非ずや、代議士なる者の効果何ぞ甚だ渺なきや、労働者の利益は労働者自ら擱取せざる可らず、労働者の革命は労働者自ら遂行せざる可らず、是れ近時歐米同志の叫聲也。……於是乎、歐米の同志は、所謂議會政策以外に於て、社會的革命の手段方策を求める可らず、而して此方策や能く王侯紳士閥の金力、兵力、警察力に抵抗し得る者ならざる可らず、少くも其鎮壓を免がれ得る者ならざる可らず、而して彼等は能く之を發見せり、何ぞや、爆弾か、匕首か、竹槍か、蓆旗か。否な是等は皆な十九世紀前半の遺物のみ、將來革命の手段として歐米同志の執らんとする所は、爾く亂暴の物に非る也、唯だ労働者全體が手を拱して何事をも爲さざること、數日若くば數週、若くば數月なれば即ち足れり、而して社會一切の生産交通機關の運轉を停止せば即ち足れり、換言すれば所謂總同盟罷工を行ふに在るのみ」

幸徳の演説を聞いた社会党は、「それこそ寢耳に水とも稱すべき全然豫期せぬ一大波浪に見舞はれた形であった」⁽⁴⁾が、幸徳の思想を受け容れるに相応しい政治情勢の存在と、彼の運動における卓越した地位から、その影響を急速に拡めていった。勿論幸徳にみられるような急進主義に対し、一方にはそれ迄の第二インター的社会主义に徹する議会政策論の潮流も、片山潜、西川光次郎、田添鉄二を中心にして依然として存在しており、直接行動派と議会政策派とは、明治四〇年二月に開かれる日本社会党第二回大会を目前にして、急速に対立を激化していった。先ず幸徳秋水が、大会を旬日後にひかえた二月五日の『平民新聞』に「余が思想の變化」を発表し、「余は正直に告白する、余が社会主義運動の手段方法に關する意見は、一昨年の入獄當時より少しく變じ、更に昨年の旅行に於て大いに變じ、今や數年以前を顧みれば、我ながら殆ど別人の感がある……『彼の普通選舉や議會政策では眞個の社會的革命を成遂げることは到底出來ぬ、社會主義の目的を達するには、一に團結せる労働者の直接行動（デレクト・アクション）に依るの外はない』余が現時の思想は實に如此くである」と直接行動論を展開した。

これを受けて日本社会党の中心的指導者・堺利彦が、一〇日号に「社會黨運動の方針」を発表して、併用論の立場をつぎのように論じた。

〔註〕「幸徳君が『思想の變化』を發表して議會政策排斥の主張を爲したるに就ては、今後吾黨諸同志の間に必ず多くの議論

研鑽あるべく、予も亦た徐ろに十分の攻究を爲す積りである。幸徳君は『之が爲に堺君と數十回の激論を闘はせた』と書いた。如何にも隨分激論をやつた。幸徳君がアメリカから歸つて以後、朝に夕に、殆んど會ふ度に此問題を論じた。……然し予を以て之を見れば、是れ只だ前記の傾向（即ち我々同志多數の傾向）を著しく代表したに過ぎないのである。故に曰く、予の胆の中に於ては殆んど幸徳君の意見と反対する所はない。然らば幸徳君と予とは何が故に爾く激論に及んだのであるか。其論點は外ではない。只議會政策を全然非認するのと、之を併せ用ひるとの差である。……故に予は、今後社会主義運動の大方針としては、一方には議會政策を取り、一方には労働者の團結を計り、議會内と一般社會と常に相呼應して平民階級全體の活動を勉むるに在るかと思ふ。」一方議會政策派の理論家田添鉄二もまた、一四・一五の両日にわたって『平民新聞』に「議會政策論」を發表して、猛烈な反撃に転じた。田添鉄二は「今日まで社會改革に志す人々の往々陥り易き短所は、社會の革命を以て、一活劇の下に實現し得るといふ思想である、人爲的に社會が破壊され構成されるといふ思想である」と直接行動派の革命觀を否定し、「社會は人爲の創造でなく、自らなる進化である。革命とは、即ち此自らなる社會進化作用を指して云ふたのである。……故に吾人が社會の進化革命に向つて爲し能ふ事は、即ち新社會を神の如くに創造するといふことでなく、舊物を悉皆破壊し去りて、吾人の好

尚に叶ふ様に、全く新らしく構成するといふのではなく、全く社會進化の動力を利導促進するといふことに止まるのである」と革命の進化論的把握を示した。そしてこの立場からつぎのように具体的な政策を提起した。

「吾人の經驗と研究とに依りて、運動方策のヨリ科學的なものを發明せざる限り、予は飽までも日本社會黨運動の常道として、左の方針を取りたいとおもふ。

- 一、平民階級の教育……階級的自覺の喚起
- 二、平民階級の經濟的團結運動
- 三、平民階級の政治的團結運動

四、議會政策

各派の指導者が各々その見解を發表すると、是非贊否の論争は大きく渦巻き、大会が近づくにつれて対立は益々激化していく。

た。このような事態を心配して、社會党に加入していなかつた石川三四郎は一六日の『平民新聞』に「社會黨員諸君に告ぐ」を載せ、「政黨が枝葉問題迄を黨議として決定し命令するは、政黨の規模を小ならしむる所以」であるから、社會主義という根本的な理想において一致しておれば、それの實現の手段・方法に関しては「各人の好む所、才能の適する所に従つて分擔せられざる可らず」と社會主義政黨の組織論を展開し、最後に「重大なる意義を有する大會は當に開かれんとす、日本社會黨員諸君、希くは最も慎重なる態度を以て此大會の目的を完ふせられんことを」と希望した。更に石川は、「何とかして分裂を

避けたいという念願から」從來の態度を捨てて、「大会当日になつて入党まで」⁽⁵⁾した。

このようなさまざまの主張・思惑の中に、二月一七日日本社會党第二回大会が神田錦輝館において開かれた。大会は地方支部の代表者も含めて六〇余名の黨員と、徳富健次郎、奥宮健之ら數十名の來賓が参加して行われた。大会は先ず最初に、從来社會党がとらざるを得なかつた党則第一条の「本黨は國法の範圍内に於て社會主義を主張す」⁽⁶⁾という穩健な合法主義の立場を放棄し、「本黨は社會主義の實行を目的とする」と改正した（傍点辻野）。議事は次々に進行し、「如何なる風雲を席上に捲き起さんかとは吾も人も片睡を呑んで待ち構へたる處」⁽⁶⁾へ、堺利彦が立つて評議員会作成の決議案を提案した。

「決議案

我黨は現時の社會組織を根本的に改革して、生産機關を社會の公有となし人民全體の利益幸福の爲に之を經營せんと欲する者なり

我黨は此目的を持し現時の情勢の下に於て左の件々を決議す

一、我黨は労働者の階級的自覺を喚起し其團結訓練に勉む
一、我黨は足尾労働者の騒擾に對し遂に軍隊を動かして之を鎮壓するに至りしを遺憾とし、之を以て甚しき政府の失態なりと認む

一、我黨は世界に於ける諸種の革命運動に對し深厚なる同情

を表す

一、左の諸問題は黨員の隨意運動
い、治安警察法改正運動

る、普通選舉運動

は、非軍備主義運動

に、非宗教運動⁽⁷⁾

評議員会案の説明が終るや、先ず田添鉄一が立つて修正案を提出した。田添は第一に議會政策が「今日既に日本社會黨の運動方法——暗黙の中に黨全體の運動方針の一となつて居り」、第二に「一般平民階級の自覺を喚起するに最も適したる材料」であり、第三に「此議會政策が權力階級に對して如何なる關係を有つて居るかを考へた」時、「議會は日本の政治組織の中権であるから之に向つての運動は最も有効で且つ勞働者階級自覺の正當なる道行であ」り、第四に「此議會政策と云ふものが單に權力階級に對する示威運動の好場所であり單に勞働階級の自覺團結についての教育の有力なる方便であると云ふ事のみならず、「勞働者の階級的自覺を喚起し其團結訓練を爲すの目的を達する爲には、どうしても此關門を潜らなければならぬ」という四つの理由から、決議の第二項として足尾事件の前に「一、我黨は議會政策を以て有力なる運動方法の一なりと認む」の一项を加え、後段の「る、普通選舉運動」を削除することを提案した。

統いて立つた幸徳秋水は、「社會主義の實行を議會政策に依

て爲さんとするは到底不可能の事である、抑も議會なるものは現今の社會組織の產物である、資本家的社會制度の產物である、今日の議會は今の紳士閥即ち中等階級が、貴族の專制政治を倒す爲に造つた器械である……昔の革命は中等階級、即ち第三階級が貴族に對する革命であつたから、議會に依て出來たのである、今日の革命は勞働者の革命である、勞働者は議會に上るの必要はない、議會は取れなくてもいゝ、土地を取ればいゝ、金を取ればいゝ、取る可き權利ありと信ずる所のものをさへ取ればいゝ、何月何日から勞働者に引渡すと云ふやうな法律を決めてから取るの必要はない」と直接行動論を展開して、決議の第一項「我黨は」のつぎに「議會政策の無能を認め専ら」の二字を加え、「る、普通選舉運動」を削除する修正案を提出した。⁽⁹⁾

大会においては、三者に續いて赤羽一、石川三四郎、松崎源吉、金子新太郎、竹内善朔らが意見をたゞかわせ、三時間に及ぶ討論の後採決にはいった。

田添案	二票
幸徳案	二二票

評議員会案	二八票
-------	-----

かくして評議員会案を可決した。

西川光次郎が獄中であり、片山潛が渡米中であったとは言え、田添案が僅か二票（田添鉄一と深尾韶）しか獲得できなかつたのに反し、幸徳案が評議員会案とほど等しい二二票を獲得した

ことは、如何に直接行動論の影響が大きかつたかを雄弁に物語つた。しかも評議員会案自体が直接行動論の影響を受けた折表的なものであった以上「大會は事實に於て大多數を以て幸徳説を可決した者と謂はざるを得」なかつたのである。

社会党大会に現われた社会主義運動の新しい動向は、政府の警戒するところとなり、大会決議と幸徳の演説を掲載した二月一九日付『平民新聞』は、安寧秩序を乱すものであるとして発売禁止になり、編集発行人石川三四郎は起訴された。ついで二月二二日には、日本社会党迄も西園寺内閣によつて結社を禁止された。

日本社会党は、前年以来各地で自然発生的に勃發していたストライキに対し組織的指導もなしえぬまゝ、僅かに電車賃値上反対運動を展開しただけで労働者大衆と結合することもなく、早くも舞台から姿を消さざるを得なくなつた。しかも直接行動論の台頭によつて、もはや社会主義者は普選運動に対し熱意をもたなくなつたばかりか、否定的にすらなつたのである。このような社会主義運動におけるブルジョア・デモクラシーの發展法則の無視は、ブルジョア民主主義者との統一戦線一たえば普通選挙連合会一の結成を通じて、ブルジョア・デモクラシ一の発展（普通選挙権の獲得等）を可能にし、社会主義運動を飛躍的に発展させ得たにも拘らず、自らその芽を摘みとることになつた。そしてこの直接行動主義への転換によつて、社会主義者は普選運動をブルジョア民主主義者の手に委ねてしまい、

デモクラシー実現の戦線から後退することになつたが、このことは日本の社会主義運動をやがて破局にみちびく最大の原因になつたのである。

(1) 塩田編『幸徳秋水の日記と書簡』一九七頁。

(2) Industrial workers of the world.

(3) 『光』第一六号（明治三九年七月五日）にその大要が掲載された。

(4) 吉川守闇『荊逆星霜史』一〇七頁。

(5) 石川三四郎『自敍傳』（上）一三五頁。

(6) 「日本社會黨大會」日刊『平民新聞』第二八号 明治四〇年二月一九日。

(7) 同右。

(8) 「田添鐵二氏の演説要領」及び「日本社會黨大會」日刊『平民新聞』第二八号。

(9) 「幸徳秋水氏の演説」及び「日本社會黨大會」日刊『平民新聞』第二八号。

(10) 堀利彦「社會黨大會の決議」日刊『平民新聞』第二八号。

四 社会主義運動の分裂と壊滅

日本社会党の結社禁止後僅か二カ月で、日刊『平民新聞』もまた発行停止になつたが、これによつて幸徳秋水、堺利彦、森近運平、山川均、荒畑寒村ら直接行動派と、片山潜、田添鐵二、西川光次郎ら議会政策派との分裂は決定的なものとなつた。す

なわち日刊『平民新聞』の後継紙を目指して、明治四〇年六月一日には森近運平編集の半月刊『大阪平民新聞』が創刊され、翌二日には西川らによって週刊『社會新聞』が創刊されたが、これらは次第に両派の機關紙の觀を呈するにいたり、お互に紙面で相手を露骨に攻撃しはじめた。両派の対立は、八月一日から一〇日迄共同して開いた社会主義講習会によつても激化した。

この講習会は片山潛が発起人となり、両派合同の意図を含んで開かれたものであつたが、最初から激し論争となり、「各自の講演で、各々自由に、戰術についての自分の意見を述べた。そして反対の意見が、両派から出た講師によつて述べられた。自然に、怨恨と黨派根性とのはげしい感情が、一種の敵愾心に發展した」⁽¹⁾。更に両派の対立は、英國独立労働党の創立者、ケア・ハーディーの来朝と老車夫問題⁽²⁾を契機にして一層激化していく。⁽³⁾

このような分派闘争は、遂に組織的対立に迄發展して、分裂は固定化し、もはや統一の回復は不可能となつた。議会政策派が八月二〇日に社会主義同志会を結成して、毎週社会主義研究会を開けば、これに対抗して直接行動派は九月六日に金曜会を結成して、毎週金曜講演会を開いた。

しかも分派闘争に伴いがちの没理論的な誹謗中傷が、対立を必要以上に感情的にした。堺・幸徳連名の「社會新聞と小生等との關係」⁽⁴⁾は、いたく社会主義同志会を怒らせたが、これに対抗して西川光次郎は、幸徳と堺とが電車賃値上反対運動に氣乗⁽⁵⁾薄であったことを指摘して、買収の噂まで書きたてた。このような感情的な誹謗中傷は、相手を傷つけるだけでなく、自派を傷つけ、殊に黙々と活動している下部の同志を、運動に対する深い懷疑におとしいれた。

以上のような分派闘争の過程で、直接行動派は益々左翼化しかの足尾銅山（四〇年二月四一七日）と、それに続く別子銅山（六月四一七日）の大暴動を直接行動論の正しさの証明として受けとり、遂には「迫害固より恐るべし。されど更に恐る可きものは綿羊の姿を以て労働者と社會主義運動を誤らんとする政府の社會政策にあり、然して之が爲には恐る可き迫害も亦眞個の社會主義運動に避く能はざるものとして甘受すべし也」と言う程観念的になつていった。そして金曜会は屋上演説事件（四一年一月）、赤旗事件（六月）による弾圧の中で壊滅していく。赤旗事件は「彈壓の主體を右旋回せしめると同時に、彈壓の對象たる『左派』・『直接行動』派をいよいよ左旋回せざるを得ない立場に追い込んだ」⁽⁷⁾。大逆事件（四三年五月）による直接行動派の最後的壊滅は、この左旋回過程の論理的帰結であつた。

本来アナルコ・サンジカリズムは「何よりも強大な労働者組織＝労働組合に結集されたプロレタリアートの力を前提」にしていたのである。事実、直接行動論の主唱者・幸徳秋水も、「今日の革命は労働者の革命である」と言つていたほどであった。しかし実はそこには最初から、組織された労働者による革命と

いう考えは脱落していたのである。しかも治安警察法制定以来組織された労働者は皆無に等しく、その上明治四一年頃から苛酷を極めた弾圧が、労働者組織の再建を全く不可能にしていた。このような絶望的な状況の中で、直接行動論は労働者大衆によるゼネラル・ストライキ（幸徳秋水）から、天皇暗殺の個人的テロ（宮下太吉、管野スガ）へと変質していった。まことに明治四三年五月の大逆事件は、支配階級によつて作られた大陰謀事件ではあつたが、社会主義運動の側がこの陰謀の口実を与えたことを見逃すことはできないのである。大逆事件によつて幸徳秋水、管野スガ、宮下太吉、新村忠雄、古河力作、森近運平、奥宮健之ら一二名は死刑に、他の一二名は無期懲役に、残りの二名は一年と八年の懲役に処せられた。

このように直接行動派が壊滅の一途をたどつたことによつて、議会政策派が勢力を挽回したかといふとそうではなかつた。明治四一年になると、昂揚する直接行動論の波は、議会政策派の最高幹部の一人西川光次郎迄も巻き込んだ。西川光次郎らは二

月一三日突如として片山潛を社会主義同志会から除名し、西川派は三月一五日旬刊『東京社會新聞』を創刊した。この分裂は、あまりに議会主義的な片山潛と西川光次郎、赤羽一らとの理論的対立に、片山の性格から生じた感情的対立がからんで起つたものである。

三月二〇日には、最後迄片山潜と行動を共にした議会政策派の理論的指導者・田添鉄二が肺を患い、三四歳の若さで赤貧の

うちにこの世を去つた。しかも西園寺内閣の後をうけた「桂内閣」の反動ぶりは言語に絶し、先年の電車賃値上問題に關する兇徒聚集事件の被告らは直ちに保釋を取消され、八月には赤旗事件と前後してその控訴公判が確定して、西川、山口、大杉、吉川、岡、樋口らの同志は各懲役一年半に處せられた。⁽⁹⁾ これによつて西川派、片山派をとわづ打撃をうけ、社会主義同志会は全滅し、『東京社會新聞』は九月一五日僅か一五号で廃刊のやむなきに至つた。しかしながらこのような逆境にあっても、片山潛ら一群の社会主義者は鉱夫組合（四一年）、労働俱楽部（四年）等をつくり、必死に労働者の組織化に努める一方、明治四〇年以来再燃してきた工場法問題をとりあげ、その制定を要求すると同時に、普選運動をねばり強く展開した。そして片山は大逆事件後の厳しい反動の嵐の中で、明治四四年の大晦日から翌年正月二日迄の東京市電ストライキを援助したが、その後もストライキ応援を理由に起訴され、五ヶ月の重禁錮に処せられた。

直接行動派、議会政策派の区別なく弾圧され、壊滅させられた「冬の時代」が到来した。それは木下尚江が、論文集『荒野』の巻頭で言つたように「草は枯れ、風は死して、満目凄涼たる荒野」——冬の荒野を思わすような寂しい時代であった。

(1) 片山潛「日本における労働運動」『日本の労働運動』三

六六頁。

(2) ケア・ハーディーは錦輝館における歓迎会（八月二二日）

で演説し、社会主義を「國家社會主義」と「自由社會主義」に二分し、アーネキズムを「自由社會主義」とし、労働運動の健全な発達を阻害するものとして非難した。議会政策派はこれによって勇氣百倍したが、直接行動派は苦りきつた。

(3) 警視庁は五五歳以上の老車夫の営業を禁止しようとしたが、これに対し議会政策派が反対運動を援助したところ、直接行動派は「社會主義者も時には慈善事業を爲すの必要も之れ有ることゝ相見え候」(幸徳秋水「東京の社會運動第二信」『大阪平民新聞』第八号、明治四〇年九月二日)と皮肉った。

(4) 『日本平民新聞』第一一号 明治四〇年一一月五日(『大阪平民新聞』より、この号から改題)

(5) 「幸徳堺兩氏に答へ併せて其の辨明を求む」『社會新聞』第二五号 明治四〇年一一月一七日参照。

(6) 山川均「社會政策と社會主義鎮壓」『大阪平民新聞』第六号 明治四〇年八月二〇日。

(7) 大河内一男『黎明期の日本労働運動』一九五頁。赤旗事件によつて西園寺内閣が倒れ、代つて反動的な第二次桂内閣が出現した。

(8) 岸本英太郎『日本労働運動史』九四頁。

(9) 荒畠寒村『日本社會主義運動史』二三一頁。
木下尚江『荒野』一七頁。

日清戦争後の資本主義の急激な發展期に誕生した明治社會主義運動は、その前途に大きな可能性を孕みながらも大逆事件によって挫折し、長い「冬の時代」を迎へなければならなかつた。このような状況にいたらざるを得なかつた理由は、既に述べたように、明治社會主義運動がブルジョア・デモクラシーの發展を自らの実践的課題とすることに徹しきれず、直接行動論をその指導理論として受け容れたところにある。

近代日本政治史を概観してみれば、そこにはさまざまなもののがみられるものゝ、しかしながら基本的にはブルジョア・デモクラシーの發展法則が貫徹している。即ち絶対主義権力として成立した維新政府も、自由民権運動の攻撃の前に、憲法を發布し国会を開設せざるを得なくなつた。ついで「超然主義」＝超然内閣制を振りかざして議会に臨んだ藩閥政府は、政党内閣制＝責任内閣制を要求する民衆の抵抗の前に窮地に陥り、遂に限板内閣の出現を許した。限板内閣はあまりにも短命に崩壊したとは言え、政党内閣＝責任内閣を制度的に確立する突破口となる可能性をもつていた。

限板内閣の成立が明治三一年。丁度この前後から普選運動が開始された。そしてまた政党内閣が成立し、普選運動が開始されたこの時、社會主義運動が出現した。それ故明治社會主義運動は、絶対主義の成立→憲法発布(「無制限の專制」から「立

憲的專制」への移行) → 政党内閣の出現 → 普通選挙法実施
というブルジョア・デモクラシーの発展法則に立脚して運動を
展開することが、歴史的・論理的に要請された。しかも憲政党
の解党にみられるように、ブルジョアジーが早熟的に反動化し、
ブルジョア・デモクラシー發展の任務を放棄して絶対主義権力
と癒着したため、過重の任務を担わざるを得なかつた明治社会
主義運動が、ブルジョア・デモクラシーの発展法則に立脚する
必要は、他の先進資本主義国にもまして大きかつた。

事実明治社会主義運動は、第二章においてみたように、明治
三九年迄はこの要請に応えていた。しかしながら更に厳密な檢
討を加えるならば、当時の運動は自覺的にブルジョア・デモク
ラシーの發展法則に立脚していた訳ではなく、そこには後に幸
徳秋水の批判を呼びおこす、あまりに安易な議会主義的傾向が
存在していたことを否定することができない。このことが、直
接行動論の台頭の一つの原因となつたのである。

直接行動論を採用した社会主義運動は、一八〇〇度方針を転換
して、遂に普選運動をふりかえろうとした。この結果、
普選運動はブルジョア民主主義者の手に委ねられてしまい、選
挙資格低減の漸進的改革という形で次第に妥協的な性格を帶び
ていった。普通選挙法案は明治四四年三月第二七議会に提案さ
れ、衆議院を通過しながら貴族院に反対され不成立に終わった
が、その時には、片山潜ら一握りの社会主義者がその制定を要
求したにとどまつたのである。

直接行動論は、國家権力に対するはこのようにブルジョア・
デモクラシーの漸進的發展の否定となり、他方労働者階級に対
しては、労働組合運動の独自の意義の否定となつた。明治三〇
年、高野房太郎と片山潜の献身的努力によって誕生した労働組
合運動も、明治三三年には治安警察法によつて壊滅し、それ以
後無組織状態が続いたが、社会主義者は、労資協調の組合運動
さえ不可能にした治安警察法・團結禁止法に対する改正運動を
随意運動にしたまゝで、「労働者の階級的自覺を喚起し其團結
訓練に勉む」と抽象的に唱えるばかりであった。幸徳秋水が「労
働者全體が手を拱して何事をも爲さざること、數日若くば數週、
若くば數月なれば即ち足れり」と絶叫した時、革命の主体たる
べき労働者は、社会主義運動は勿論、労働組合運動からさえ無
縁な地点に、未組織のまま放置されていた。そこで幸徳秋水ら
は、「プチ・ブル・インテリゲンチャに向つて直接行動論を説⁽¹⁾」
く結果になつた。

山川均は後年、「なんら大衆とつながりがなく、大衆的な組
織や大衆的な運動觀念すらもなかつた者にとつては革命の手段
として直接行動を採用することも、議会政策を破れゾウリのご
とく捨て去ることも、まことに容易簡単なことだつた。そこで
『革命的な』人々は、革命を成就するためにではなくて自分が
より革命的であることに満足するために、より革命的であるか
のように見える直接行動論を謳歌した⁽²⁾」と反省しているが、こ
れによつても、当時の日本社会の歴史的状況と社会主義運動と

のギャップが、いかに甚だしかったか明らかになる。

明治四〇年頃は、日本資本主義発達史上、産業資本主義の確立から独占資本主義形成への過渡期として特徴づけることが可能であろう。世界史的にみてこのような段階では、労働者階級や労働者大衆の利益が現実には擁護されないことが、言わば歴史の法則でさえある。資本主義が正常的・自生的に発展したイギリス、フランスすらその例外ではなく、まして資本主義が上から強行的に培養・育成された日本において、社会主義がこの段階で挫折してしまったことは、巨視的にみれば歴史的必然であつたと言えないことはない。

しかしながら、支配階級の圧迫・弾圧の中にあっても、「玉砕」がとりうる唯一の途ではなく、支配階級と対峙したまま時をかせぎ、その間に運動の大衆的基盤を生みだしてゆくこともまた可能であった。この可能性は、田添鉄二の戦略論と片山潜の組織論の中についた。田添の戦略論には「誤解にみちびきやすい点があつたにもせよ、この年代のわが国の社会主義運動の思想水準からいえば、社会主義と社会革命についての最も深い理解がひらめいていた」⁽³⁾のである。また片山の戦略論は「日本に社会主義を行ふこと安し」にみられるように、その現実遊離

において直接行動論の裏返しだつたが、飽くまでも労働者階級に密着していこうとする彼の組織論は極めてすぐれたものであつた。

しかし不幸にも明治四〇年以降の社会主義運動は、遂に田添・片山コースの修正的発展の上に展開されることはなかつた。そして社会主義者は、以後何回か昂揚を示した普選運動や、護憲運動の傍観者としての、ある場合はその否定者としての役割をはたしたのである。かくして日本におけるブルジョア・デモクラシーは、労働運動によつては確立されず、占領軍によつて上から与えられることになつた。そして直接行動論台頭以来四〇年にして「労働者階級は議会政策放棄の決議を朗読するかわりに、皮肉にも、はじめて議会が『政治組織の中枢』であるという理解の上に立つて、議会行動の重要性をみとて來たのであつた」⁽⁵⁾。

- (1) 岸本『日本労働運動史』九四頁。
- (2) 山川『山川均自伝』二七〇頁。
- (3) 同右 二六二頁。
- (4) 『光』第一七号 明治三九年七月二〇日。
- (5) 山川『山川均自伝』二六九頁。